

番 号 : 140608

国 名 : パキスタン

担当部署 : パキスタン事務所

案件名 : 自動車部品製造業技術移転プロジェクト詳細計画策定調査 (生産技術)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生産技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月中旬から2014年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.45M/M、現地 0.67M/M、合計 1.12 M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地業務期間 20日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月13日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも  
提出期限時刻必着)

※ 2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	自動車製造に係る各種調査(5Sを含む)
対象国/類似地域	パキスタン/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし。
- (2) 必要予防接種 : 特になし。

## 6. 業務の背景

パキスタンの自動車関連産業は雇用の3%、最大時でGDPの約2.8%（2007年時点）、製造業GDPの5%を占める。絶対数では裾野産業を含め19万2000人を直接雇用し、関連税収額は繊維産業について第2位であり、高付加価値製造業として期待されている。

パキスタンの自動車産業は1950年代に始まり、パキスタン政府は1970年代に現地生産化を方針として輸入禁止措置を施行し、1974年に自動車会社の国有化を行った。1980年代に入り民間にも自動車の生産・販売事業が許可されるようになったが、1997～98年に指定部品の国産化が義務付けられ、他の部品についても国産化比率を段階的に高めることが目標とされた。2007年にはAIDP（自動車産業振興計画）により強制国産化政策は撤廃され、関税政策により部品の国産化を奨励する方向に転換した。

2001年から急増した自動車生産台数は2007年には20万台となったが、それ以来減少し2013年は13万5000台であった。パキスタンの国産乗用車市場では日系メーカー3社が市場を寡占しており、3社併せての生産能力は年間27万台である。国産新車の販売が進まない背景には、安全性能、品質及び価格の問題があると考えられる。安全性能についてパキスタン政府は国際的な安全・環境基準を導入しておらず、品質では地場部品製造業の技術力の低さゆえ競争力に欠け、コスト面では税金・関税が価格のほぼ1/3を占めるうえに、生産台数が少ないためスケールメリットが得られない。自動車メーカーは現地調達比率の向上を志向しているものの、地元自動車部品メーカーは大部分が中小企業であり、十分な生産管理・品質管理能力を有しておらず、自動車メーカーは多くの部品を他国から調達せざるを得ない。

このような背景のなかJICAは2012～2013年度、現地部品製造中小企業を対象に、生産管理・金型・溶接の3分野において専門家を派遣し、C/P機関である中小企業開発庁（以下、SMEDA）産業・環境・ビジネス持続性支援室（IS&EBSC）とともに1年間に亘る技術指導を実施した。

本プロジェクトは、これまでの中小企業技術指導の実績を踏まえ、技術指導及び指導者の育成を通じ、より広範囲の製造技術をカバーする、かつより多くの現地部品メーカーの生産技術能力の向上を目的としてSMEDAからJICAへ要請があったものである。

なお、技術プロジェクトの要請では自動車部品製造工場全体の管理技術（生産性向上、品質向上、生産計画等）のみならず、製造工程上の個別の要素技術（プレス、金型、溶接等）に関する指導も同時に求められている。それゆえ本業務にて派遣されるコンサルタントは5Sに関する指導経験を共通項とし、それに加えて個別の要素技術いずれかの指導経験が求められる。地元部品メーカーが製造するパーツのバリエーションは限られているとはいえ、地元メーカーが製造する部品に関わるすべての要素技術の問題解決を3年程度のプロジェクト期間中に網羅することは不可能である。

本詳細計画策定調査ではプロジェクトによる協力期間とパキスタン自動車部品及びアクセサリ製造者協会（以下、PAAPAM）及びSMEDAが要望する訪問企業数のバランス、そしてカバーできる要素技術の範囲を考慮しつつ、妥当な到達目標を設定し、C/P機関と協議・合意することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される当機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2014年9月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② PAAPAM DIRECTORY 2013-14のMEMBER7S PROFILESおよびPRODUCTS' LISTING（参考資料）から自動車部品製造企業を抽出し（PAAPAM会員企業282社のうち自動車部品を製造している会社は約120社であることに留意）、製品の製造に必要な要素

技術を同定し、工場の立地を考慮しつつ（ラホール及びカラチに限定することが望ましい）視察すべき工場のショートリストを検討・策定する。

- ③ 必要に応じ、PAAPAM会員企業の工場に対する質問票および現場チェックシート（案）（英文）を作成し、中心となって取りまとめる評価分析団員に協力する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年9月中旬～10月中旬）

- ① 当機構パキスタン事務所等との打ち合わせに出席する。
- ② 要請書の内容（上位目標、プロジェクト目標、投入）を自動車産業振興アドバイザー専門家（産業省工業開発局に2014年2月から2014年12月まで派遣中）とともに検討し、プロジェクト期間とPAAPAM/SMEDAが要望する訪問企業数のバランスから妥当な到達目標を検討する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - (a) 日系自動車製造企業（OEM）と面談し、課題およびプロジェクトに対する要望・期待等を聴取する。
  - (b) 工場を視察し、プロジェクトが対象とする工場の選定基準（案）を策定するとともに、選定基準について団内での共有を図り、総括団員の指示を受けて、パキスタン事務所、またPAAPAM/SMEDAに対する説明を行う。
  - (c) 工場を視察し、現行製造設備での到達可能レベル（品質水準）を推定する。
  - (d) PAAPAM、日系OEMから収集した情報と併せて、プロジェクト期間内での到達可能レベルを推定する。
  - (e) 担当分野で新しく得られた知見をSMEDAと共有する。
  - (f) 現地調査に基づき、本プロジェクトがカバーすべき要素技術の範囲と、指導のために適切な技術のレベルを推定する。
  - (g) 現地調査に基づき、ウルドゥー語通訳の必要性について検討する。
- ④ 現地調査を行い、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入等につきパキスタン側関係機関と協議する。
- ⑤ 担当分野に係るPDM案、PO案の作成に協力する。
- ⑥ パキスタン側関係者との協議で合意された内容につき、M/M（案）、R/D（案）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をパキスタン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2014年10月中旬～10月下旬）

- ① 評価分析団員が取りまとめる事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 担当分野に係る収集資料の整理、分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ③ PDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案及びM/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ④ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を南アジア部南アジア第二課および産業開発公共政策部産業貿易第一課に報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 成果品等

コンサルタントが作成ないしは提出する資料は下記のとおり。なお、本契約における成果品は、下記（1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）とする。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）収集資料一式

(3) 協議議事録

※なお、(1)については簡易製本及び電子データにて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。(イスラマバード市、アボタバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。)

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年9月22日～10月11日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者とほぼ同時に現地調査を終える予定です。本業務では、場合によって、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 工場運営・管理 (コンサルタント)
- オ) 生産技術 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、当機構南アジア部南アジア第二課(電話番号03-5226-8689)にて配布します。

- ① パキスタン・イスラム共和国自動車産業振興政策策定プロジェクト報告書（開発計画調査型技術協力プロジェクト 2009～2010年度）
- ② パキスタン国自動車部品中小企業技術力強化専門家（生産管理）報告書（2012～2013年度）
- ③ パキスタン国自動車部品中小企業技術力強化自動車製造技術専門家（溶接・治具）報告書（2012～2013年度）
- ④ パキスタン国自動車部品中小企業技術力強化自動車製造技術専門家（プレス加工・金型）報告書（2012～2013年度）
- ⑤ パキスタン国自動車産業振興アドバイザー報告書（2012～2014年度）
- ⑥ PAAPAM DIRECTORY 2013-14（デジタル化済み）  
Member's Profile、Products' Listing、OEMs、Products Index等。

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② パキスタン国内での活動においては、「在パキスタンJICA関係者の行動規制」を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAパキスタン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。なお、なお、現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。
- ③ 現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。派遣前に、JICA本部安全管理室による安全管理ブリーフを受けること。
- ④ 現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行う。